



2019年6月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L I X I L ビ バ
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO 渡 邁 修
(コード番号: 3564 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼専務執行役員 飯田 純彦
(TEL. 048-610-0641)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社LIXILグループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2019年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社 LIXIL グループ	親会社	53.27	—	53.27	・株式会社東京証券取引所 市場第一部 ・株式会社名古屋証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等との人的・資本的関係及び取引関係

当社は、株式会社LIXILグループの連結子会社であり、流通・小売事業として位置付けられております。出向者については、親会社の子会社株式会社LIXILから当社へ出向している一般社員は21名（2019年3月31日現在）おります。

当社は、親会社グループとの取引を行っておりますが、取引条件、価格等については一般的な市場価格と同等に取引を行っております。

親会社を中心とするLIXILグループと当社との主な取引は次のとおりであります。

取引先	取引内容	取引条件等の決定方法
株式会社LIXILトータルサービス	商品の仕入	仕入価格は、一般的な市場販売価格と同額であります。
株式会社LIXIL	商品の仕入	仕入価格は、一般的な市場販売価格と同額であります。
驥住貿易（上海）有限公司	商品の仕入	仕入価格は、一般的な市場販売価格と同額であります。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク、メリット

当社は、メーカーを主とする親会社の企業グループとは異なる小売事業を営んでおり、事業上の制約はありません。また、当社は、株式会社LIXILグループから会社商号等に用いられる「LIXILビバ」及び「LIXIL VIVA」の使用許諾を受けており、LIXILグループの企業ブランドは、当社グループのステークホルダーに対して、信用、安全、高品質等のイメージにおいて総合的な価値を供するものです。

また、当社は、親会社の企業グループとの商品仕入の取引を行っておりますが、当社の仕入総額に対する割合は3.39%となっており、親会社の企業グループから自由な事業活動を阻害される状況にはありません。

(3) 親会社等のグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社の親会社である株式会社LIXILグループは、議決権所有割合で53.27%の当社普通株式を保有し、当社取締役の選任・解任、合併その他の組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社定款の変更および剰余金の配当等の当社の基本的事項について、決定権または拒否権を有しております。株主総会の承認が必要となるすべての事項の決定に関して、他の株主の意向にかかわらず株式会社LIXILグループが影響を与える可能性があります。

なお、株式会社LIXILグループとの事前承認事項はなく、当社が独自に経営の意思決定を行っております。

2019年3月31日現在、株式会社LIXILから当社へ出向している一般社員は21名います。これらの社員については、引き続き株式会社LIXILの雇用とし、役職者へ昇進が検討された場合には転籍を基本方針とし、または本人の選択により出向解除を行い出向元へ帰還させる予定であります。

今後、役職予定者は当社へ転籍させることを基本方針とし、当社独自の採用を進めることで、業務を安定的に遂行できる体制を構築する予定であります。

店舗名称である「ビバホーム」、「スーパービバホーム」につきましては、それらの商標権を株式会社LIXILグループより譲り受けております。当商標は顧客からの認知度が高く、「LIXIL」を一部に含む商標等が使用できなくなった場合でも、販売面での重要な影響はないものと判断しております。

しかし、今後、当社が株式会社LIXILグループの子会社でなくなった場合等を理由として当該ライセンス契約許諾が終了した場合、当社の商号、ロゴの変更を余儀なくされ、当社グループの企業イメージに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はLIXILグループとの資金の借入れや資金の預託は行っておりません。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社の取締役には、親会社の取締役及び執行役を兼務している者がいないため、当社の取締役のうち半数に至る状況ではなく、独自の経営判断が行える状況にあります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との取引は、開示すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社が支配株主グループとの取引を行う場合には、少数株主保護の観点から取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、経済合理性にかなう意思決定をしております。

また、支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護に努めてまいります。

以上